

香川県広域水道企業団条例第6号

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第23条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員（第29条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、企業長が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期	（給与の減額） 第23条 職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間（企業長が時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として指定した勤務時間をいう。）、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき企業長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（<u>2時間を超えない範囲内の時間に限る。</u>）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員（第29条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、企業長が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続す

間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

る状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日まで間にある子（同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。